

第4章 消費・安全局

第1節 食の安全の確保

1 食品安全に係るリスク管理の推進

(1) 食品安全に係るリスク管理の枠組

平成15年7月、リスクアナリシスの考え方を導入するなど食品の安全性の確保に関する基本理念等を定めた食品安全基本法が施行され、科学的知見に基づき、中立的なリスク評価を行う組織として内閣府に食品安全委員会が設置された。農林水産省においても、リスク管理等食品の安全に係る政策を強化するため、消費・安全局が設置された。

食品安全に係るリスク管理は①リスク管理の初期作業（食品安全における問題点の特定、危害要因の優先度の分類、リスク評価の依頼等）、②リスク管理措置の検討・実施（リスク評価の結果をもとに、リスク低減のための措置について技術的な実行可能性、費用対効果等を検討し、適切な措置を実施）、③措置の検証・見直し（リスク管理措置の有効性の検証、措置の再検討）からなる。

これらの各段階の透明性を確保し、一貫性を持って科学に基づいたリスク管理を行うため、リスク管理に当たって必要となる標準的な作業手順を明らかにした「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書（以下、「標準手順書」という。）」に則ってリスク管理を実施している。なお、この標準手順書は農林水産省が作成し、厚生労働省と協議して両省で適用できるものとした上で、平成17年8月25日付けで公表したものである（平成24年10月16日改訂）。

ア リスク管理の検討

標準手順書に従って、各種有害化学物質・有害微生物に関する情報を収集し、必要に応じて関係部局と情報共有するとともに、リスクプロファイルシートを更新した。

イ 「食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング計画」の作成サーベイランス（問題の程度や実態を知るための調

査）、モニタリング（矯正の措置をとる必要があるかどうかを決定するための調査）の中期計画（有害化学物質：平成22年12月22日公表、有害微生物：平成24年3月23日公表）に基づき、平成24年度の年次計画を作成し、これに従って実態調査を進めた。

(2) 食品中の有害化学物質・有害微生物対策の推進

平成24年度は、コーデックス委員会の各部会における国際規格検討への対応、国内でのリスク低減の取組や、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づく、各ハザード（危害要因）の対象品目（農畜水産物、加工食品、飼料）における含有実態調査等を実施した。また、平成15年度から22年度までに実施した有害化学物質の実態調査結果をデータ集としてまとめ、平成24年10月に公表した。

平成24年度に実施した取組のうち、主なものは以下のとおりである。

ア 農産物

(ア) 有害化学物質

a カドミウム

農産物に含まれるカドミウム濃度を低減するため、平成23年8月に公表した「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針」に基づき、水稲のカドミウム吸収抑制対策や植物を用いた土壌浄化対策、客土対策を推進するとともに、農地土壌の新たな浄化技術や米以外の品目に係るカドミウム低減技術の研究開発等を実施した。

b ヒ素

コーデックス委員会汚染物質部会（CCCF）における米中のヒ素汚染防止及び低減のための実施規範作成並びに最大基準値設定の検討に資するため、玄米及び精米中の総ヒ素及び無機ヒ素の含有実態調査、並びに米中無機ヒ素分析法に関する国際的な妥当性確認試験を実施した。

c かび毒

平成20年12月に公表した「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」に基づく、赤かび病の適期防除、赤かび病被害粒の選別除去等による一層の汚染低減の対

策を推進した。

また、平成24年2月に公表した「米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン」に基づく、乾燥調製や貯蔵段階で米にかびを生育させないための対策を推進した。

さらに、CCCFにおけるデオキシニバレノール、アフラトキシン類等の国際的な最大基準値や実施規範の検討に参画した。

(イ) 有害微生物

生鮮野菜の生産段階における汚染実態調査を行った。また、平成23年6月に公表した「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」に基づく、生鮮野菜の生産から出荷段階における衛生管理上の対策を推進した。

イ 畜水産物

(ア) 有害化学物質

a カドミウム

ベニズワイガニを対象とした含有実態調査を実施した。

b ダイオキシン類

畜産物及び水産物を対象とした含有実態調査を実施した。

c 海洋生物毒

近年の海洋環境の変化等により我が国での発生・拡大が懸念される魚毒等について、「海洋生物毒安全対策事業」において、高感度分析法の開発及び汚染実態調査を行った。

また、貝毒検査への機器分析導入の検討に資するよう、マウス試験法の代替としての機器分析法の妥当性確認試験等を行った。

(イ) 有害微生物

生産・加工段階における食中毒菌（腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、サルモネラ属菌、リステリア・モノサイトジェネスなど）について汚染実態調査を行った。

また、これまでに行ってきた生産段階（農場、農場周辺環境等）における実態調査の結果などを基に、生産農場への食中毒菌の侵入やまん延を防ぐための対策をとりまとめた「鶏卵の生産衛生管理ハンドブック」を平成24年6月に公表した。

ウ 加工食品

加工食品に含まれるアクリルアミド、多環芳香族炭化水素（PAH）、3-MCPD脂肪酸エステル、硝酸性窒素、ヒスタミン等の含有実態調査を行った。

食品中のクロロプロパノール類のさらなる低減のために、関係業界に指導を行った。

エ トータルダイエツトスタディー

日本人の摂取量に関するデータが不足しているポリブロモジフェニルエーテル（PBDE）、パーフルオロオクタン酸（PFOA）及びパーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）について、幅広い食品群を対象に、どの食品群に多く含まれ、どの程度摂取しているかを推定するための調査（トータルダイエツトスタディー）を実施した。

(3) レギュラトリーサイエンスの推進

食品安全、動物衛生及び植物防疫に関する施策の決定に必要な科学的根拠を得て、安全な農畜水産物や食品の安定的な供給に資するよう、レギュラトリーサイエンス（科学的知見と規制や行政措置の橋渡しとなる科学）に係る試験研究として「レギュラトリーサイエンス新技術開発事業」や委託プロジェクト研究（生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発）を実施した。

(4) 放射性物質による農畜産物等への影響の検証

東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受け、何よりも国民の健康保護を基本に、安全な食品を安定的に供給していくことを最優先として、生産段階において放射性物質による農畜産物等の影響調査が円滑に実施されるよう都道府県に対し、検査機器の整備支援等を行った。

2 農畜水産物の安全確保

生産資材の適切な管理・使用の推進

ア 肥料

(ア) 普通肥料の公定規格

平成24年9月、普通肥料の公定規格の改正を行い、「熔成汚泥灰けい酸りん肥」「混合動物排せつ物複合肥料」「混合堆肥複合肥料」を新設し、平成24年度末現在、普通肥料の公定規格は159種類設定されている。

(イ) 肥料の登録

平成24年度における肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条に基づく農林水産大臣登録数は1,038件、有効期間更新数は3,421件、平成24年度末における有効登録数は20,939件であった。

(ウ) 指定配合肥料の届出

肥料取締法第16条の2に基づく平成24年度における農林水産大臣への指定配合肥料の届出数は3,256件、平成24年度末における有効届出数は64,320件であった。

(エ) 肥料の検査

肥料取締法第30条に基づく平成24年度における

国の立入検査成績は、分析検査標品474点中、正常でないものは45点であった。

(オ) 調査試験等

独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、公定規格の設定等に関する調査、肥料の主成分及び有害成分の分析法の開発及び改良等を行った。

(カ) 食品の安全性向上措置の検証（消費・安全対策交付金）

国産農産物のより一層の安全確保に向けた生産を促すため、地域に適応した硝酸塩のリスク管理措置の普及体制や低減化技術を確立することとし、生産現場における硝酸塩の低減技術の有効性の評価を行った。

(キ) 肥料中の放射性セシウムの暫定許容値

農地土壌の汚染拡大を防止するため、平成23年に定めた肥料中の放射性セシウムの暫定許容値（400Bq/kg）及び肥料の種類に応じた検査方法について、一部改正を行った。

また、引き続き、肥料生産者及び農業者等に対して、肥料の生産、流通及び利用にあたっては、暫定許容値を下回ることを確認するよう周知徹底を図った。

イ 農薬

(ア) 農薬の登録状況

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条に基づき、24農薬年度（平成23年10月～平成24年9月）において新たに登録された農薬は156件で、9月末における有効登録件数は4,358件となり、前年同期に比較して92件の減少となった。24農薬年度に登録された新規化合物は5種類であった。

(イ) 農薬の取締状況

農薬取締法第13条の2に基づき、平成24年度においては、農薬の製造業者及び農薬販売業者等に対し73件の立入検査等を行い、製造・販売を取り締まるとともに、農薬の適切な品質の管理や取扱いの徹底を図った。

さらに、25件の集取農薬の検査を行い、農薬の製造、品質等に関し技術的指導を行った。

また、農薬取締法第13条に基づき、安全性が確認されていない無登録農薬の製造の疑いで1件の立入検査を行い、製造者に対して無登録農薬の製造・販売を中止し、自主回収を行うよう指導した。

(ウ) 農薬の安全及び適正使用対策

農薬の安全を確保するため、農薬の登録にあ

たっては、環境省、厚生労働省、食品安全委員会と連携を図りつつ、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、農薬メーカーから提出された試験成績について厳正な検査・評価を実施した。

農薬による危害を防止するため、農林水産省、厚生労働省、環境省及び都道府県の共催による農薬危害防止運動を全国的に展開し、農薬の安全使用や適正な保管管理の徹底についての啓発活動に努めるとともに、農薬の使用に伴う事故の発生状況の把握等を実施した。

さらに、学校、公園等の公共施設内の植物、街路樹や家庭菜園等の住宅地周辺で農薬を使用するときに、農薬を原因とする住民の健康被害が生じないように、周辺住民への事前周知、飛散低減対策等について、研修会等を通じてその周知を図った。

(エ) 農薬の生産出荷

24農薬年度の農薬の生産額は3,777億円（前年比1.2%減）、出荷額は3,616億円（同1.8%増）となっており、生産額は減少し、出荷額は増加した。

(オ) 農薬の輸出入

24農薬年度の農薬の輸出額は、1,103億円（前年比1.9%減）であった。全輸出額に占める仕向先別の割合については、米国が23.7%を占めて最も多く、次いでブラジル15.0%、大韓民国10.0%となった。

一方、輸入額は792億円（前年比7.8%減）であった。全輸入額に占める輸入先別の輸入額の割合については、中国18.8%、ドイツ16.5%、大韓民国11.4%となった。

ウ 飼料及び飼料添加物

飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）については、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的として、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づき、農林水産大臣は、安全性の確保の観点から飼料等の製造等に関する基準・規格の設定を行うとともに、品質の改善の観点から飼料の公定規格の設定等を行っている。

また、愛玩動物用飼料については、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的として、平成21年6月1日に施行された「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（平成20年法律

第83号。以下「ペットフード安全法」という。)に基づき、農林水産大臣等は、安全性確保の観点から愛玩動物用飼料の製造等に関する基準・規格を設定している。

(ア) 飼料等の安全性の確保

飼料安全法第3条に基づき、農林水産大臣は、有害畜産物が生産され又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、農業資材審議会の意見を聴き、飼料等の基準・規格を「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」(昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。)により設定している。

当該省令に成分規格等が定められている特定飼料等(抗生物質)の検定を独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」という。)で行った(24年度検定190件合格)。

また、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上等を図るため、稲わらや稲発酵粗飼料、飼料用米の生産及び利用拡大の取組が進められており、これらの飼料を給与した家畜や畜産物の安全を確保するため、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」(昭和63年10月14日付63畜B第2050号)を改正し、新たに10農薬について、稲わら、稲発酵粗飼料及び粃米の残留農薬の指導基準を設定した。

愛玩動物用飼料については、ペットフード安全法第5条に基づき、農林水産大臣等は、愛玩動物用飼料の使用が原因となって、愛玩動物の健康が害されることを防止するため、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴き、愛玩動物用飼料等の基準・規格を「愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令」(平成23年農林水産省令・環境省令第1号)により設定している。

(イ) 飼料の品質の改善

飼料の栄養成分に関する品質の改善を図るため、飼料安全法第26条第6項を準用する第3条第2項に基づき、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて飼料の公定規格を定めることができる。

飼料の公定規格による24年度の検定は、1県及び1登録検定機関において、魚粉10銘柄について実施された。

(ウ) 飼料等の立入検査

飼料安全法第56条に基づき、飼料等の安全性の確保及び品質の改善を図るため、FAMIC及び都

道府県の飼料検査機関が飼料等の立入検査を実施した。24年度における立入検査の状況は、表1のとおりである。

愛玩動物用飼料については、ペットフード安全法第12条及び第13条に基づき、FAMIC及び地方農政局等が製造業者等の立入検査を実施した。24年度における立入検査の状況は、表2のとおりである。

表1 24年度飼料等立入検査状況

	国	県	合計
立入検査回数	582	2,462	3,044
収去件数	846	1,006	1,852
飼料	843	1,003	1,846
飼料添加物	3	3	6
収去品の試験結果	国	県	合計
正常件数	846	1,000	1,846
飼料	843	997	1,840
飼料添加物	3	3	6
違反件数	0	5	5
飼料	0	6	6
飼料添加物	0	0	0

表2 24年度愛玩動物用飼料立入検査状況

立入検査回数	153
集取件数	94
集取品の試験結果	
正常件数	94
違反件数	0

エ 動物用医薬品

(ア) 動物用医薬品等製造販売(製造)業許可及び承認状況(平成24年度)

a 薬事法(昭和35年法律第145号)第2条の規定による薬事法第12条第1項の規定に基づく製造販売業の許可件数は91件、薬事法第13条第1項の規定に基づく製造業の許可件数は129件、薬事法第13条の3第1項の規定に基づく外国製造業者の認定件数は146件、薬事法第40条の2第1項の規定に基づく修理業の許可件数は124件であった。

b 薬事法第14条第1項の規定に基づき製造販売承認された品目数は、医薬品298品目、医薬部外品57品目及び医療機器45品目であった。

(イ) 動物用医薬品の再評価

薬事法第14条の6(同法第23条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、承認、許可を

受け市販されている動物用医薬品を有効性、安全性等の観点から最新の学問水準に照らして見直し再評価制度を実施している。

この見直し手続は、承認されている動物用医薬品の全成分について、通常10年ごとのスクリーニング作業を行い、問題となる情報が得られた成分を再評価を受けるべき医薬品として指定し、再評価を行うこととしている。平成24年度に見直しの対象となる45成分について、平成24年3月に関係者に通知し、スクリーニング作業を実施した。

(ウ) 動物用医薬品の使用の規制

動物用医薬品のうち、適正に使用されなければ畜産物等に残留し、人の健康を損うおそれのある医薬品については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）により適正な使用を確保しているところである。

平成18年から導入された食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度に対応し、動物用医薬品の使用基準の設定及び変更を行った。平成24年度は新たに11成分の残留基準が設定され、使用基準の改正の要否を検討した結果、改正が必要なものはなかった。

(エ) 国家検定等の検査

表3 薬事法第43条第1項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成24年度の国家検定状況

生物学的製剤（受付件数434件）	
合格	432件
不合格	1件
中止件数	1件

表4 薬事法第69条第3項の規定に基づき、動物医薬品検査所が実施した平成24年度の製造業者等への立入検査による取去品の検査

	取去件数	不合格件数	改善指導件数
一般薬	34件	3件	4件
抗生物質製剤	4件	0件	0件
生物学的製剤	11件	0件	0件

(オ) 薬事監視事務打ち合わせ会議

薬事監視事務打ち合わせ会議は、動物用医薬品等に関する薬事監視の円滑化を図るため都道府県の薬事監視員を対象に実施している。平成24年度は平成24年10月17日に開催し、薬事法等の法令遵守及び畜水産物の安全確保の徹底等、動物薬事関連事項の説明、薬事監視指導上の諸事項についての協議検討等を行った。

(2) 放射性物質対策

ア 肥料中の放射性セシウムの暫定許容値の設定

平成23年8月、農地土壌の汚染拡大を防止するため、肥料中の放射性セシウムの暫定許容値（400Bq/kg）を設定し、肥料の種類に応じた検査方法を定めた。

また、肥料生産者及び農業者等に対して、肥料の生産、流通及び利用にあたっては、暫定許容値を下回ることを確認するよう周知徹底を図った。

イ 飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定及び見直し

平成23年4月、牛乳や牛肉が食品中の放射性物質の暫定規制値を超える放射性物質を含むことがないようにするための目安として、牛に給与される粗飼料中の放射性物質の暫定許容値を設定した。また、同年8月に、牛用以外の飼料も含め、飼料中の放射性セシウム暫定許容値を設定した。

さらに、食品中の放射性物質の新基準値が平成24年4月1日から適用されるに際し、畜産物がこの新基準値を超える放射性セシウムを含むことがないように、牛の飼養試験等のデータを活用して、2月3日に、牛用飼料に対する放射性セシウムの暫定許容値を300Bq/kgから100Bq/kgに改定した。豚、家きん等用の飼料の放射性セシウムの暫定許容値についても、3月23日に改訂し、4月1日から適用した。

(表5)

	暫定許容値（ベクレル/kg）	
	改訂前	改訂後
牛、馬用	300	100
豚用	300	80
家きん用	300	160
養殖魚用	10	40

（製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）

3 家畜防疫対策

(1) 家畜伝染病の発生状況

ア 国内における主な家畜伝染病の発生状況

海外で発生が相次いで確認されている口蹄疫、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザについては、平成23年度に引き続き、平成24年度は我が国において発生は確認されなかった。

一方、ヨーネ病については、継続的に国内で発生が確認されており、清浄化対策の一層の徹底が求め

られている。

イ 海外における主な家畜伝染病の発生状況及び発生に対する輸入停止措置等

口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザについては、平成24年度も、世界的に広範囲にわたり発生が確認されている。

(ア) 口蹄疫

アジア地域では口蹄疫がまん延しており、平成24年度を通して、OIEが認定する口蹄疫のワクチン非接種清浄国のステータスを維持した国は、我が国のほかには、ブルネイ、インドネシア及びシンガポールの3か国のみである。また、ワクチン非接種清浄地域を維持したのは、マレーシア及びフィリピンのみである。

アジア地域ではこれまで、口蹄疫の7つの血清型のうち、A、O及びAsia 1型の3型の発生が報告されている。

平成25年2月にA型口蹄疫が中国広東省で発生し、3月にはロシア・ザバイカリエ地方に発生が拡大し、両国においてワクチン接種による疾病コントロールが実施されている。

また、東アジア地域では、O型口蹄疫ウイルスがまん延している。台湾においては継続的にO型口蹄疫が発生しており、ワクチン接種による疾病コントロールが実施されている。韓国においても平成22年11月から平成23年4月までの間に全国的なO型口蹄疫ウイルスの発生が確認されている。同国において平成24年度の発生の報告はないが、対策として現在もワクチン接種が実施されている。

アジア地域以外では、アフリカ、中東、南米等において本病の発生報告がある。

(イ) 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザの発生は、平成16年以前は東・東南アジア地域に限定されていたが、平成17年には中央アジア及びヨーロッパに、平成18年には中東及びアフリカにまで拡大した。

平成24年には我が国では発生が確認されなかったものの、アジア地域においては12の国及び地域で本病の発生がOIEに報告されており（中国、台湾、香港、ベトナム、モンゴル、カンボジア、ミャンマー、インドネシア、インド、バングラデシュ、ブータン及びネパール）、引き続き広範囲で本病の発生が確認されている。また、オーストラリア、メキシコ、デンマーク、イスラエル、エジプト及び南アフリカ共和国で本病の発生報告が

あった。

(ウ) 我が国における輸入停止等の措置

我が国は、輸入される動物、畜産物等を介した口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の我が国への侵入を防止するため、これらの疾病が発生した国及び地域からの動物、畜産物等の輸入を停止する措置（加熱処理したものは除く。）を講じている。

平成24年度は、低病原性鳥インフルエンザが発生したドイツ、オランダ、アメリカ・ニューヨーク州及びペンシルバニア州並びに高病原性鳥インフルエンザが発生したメキシコ、オーストラリアに対し、生きた家きん、家きん肉等の輸入停止措置を講じた。

また、ブラジル・パラナ州でBSEの発生が確認されたことから、同国産の牛肉製品等の輸入停止措置を講じた。さらに、中国大連市における口蹄疫の発生を受けて、同国からの加熱消毒稲わらの輸入の一時停止措置を講じた。

なお、平成24年度現在、口蹄疫の発生によりアジアの全ての国及び地域からの偶蹄類の動物及びその畜産物の輸入を、鳥インフルエンザ等の発生によりアジアのほとんどの国及び地域からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を禁止しているところである。

さらに、我が国は、海外からの指定検疫物の輸入解禁（再開）要請に対し、原則として畜種ごとにリスク評価を実施し、輸出国（又は地域）における口蹄疫等の重要な疾病の清浄性を確認できた場合に限り、輸入を解禁（再開）することとしている。

上述の中国からの稲わらの輸入停止措置についても、同国の口蹄疫の清浄性が確認できたことから、両国間で協議を実施し、平成25年3月に輸入を再開したところである。

(2) 我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策

ア 我が国におけるBSEの発生状況及び対策

我が国のBSE感染牛の発生については、平成13年9月に初めて確認されたが、平成21年1月を最後に確認されていない。これまでに本病の発生が確認された牛は計36頭で、このうち、最も直近に生まれた牛は、平成14年1月生まれ（平成15年11月確認）である。

BSE対策としては、と畜場における20か月齢以上の牛のBSE全頭検査及びと畜される全ての牛からの特定危険部位（SRM）の除去に加え、家畜伝染病

予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）及び牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）並びに飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づき、24か月齢以上の死亡牛を対象とした農場サーベイランスや牛の肉骨粉等に係る飼料規制等の対策を実施している。また、これらに併せて、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に基づき、牛トレーサビリティ制度も実施している。

イ 農場サーベイランス（死亡牛BSE検査）

24か月齢以上の死亡牛を対象にした農場サーベイランスでは、平成24年度は106,676頭（一部24か月齢未満の牛を含む）の検査を実施し、陽性牛は一頭も確認されなかった。本サーベイランスの適正な実施及び死亡牛処理を推進するため、生産者が負担する死亡牛のBSE検査費や輸送及び処理費用の助成措置を引き続き講じたところである。

ウ 国際獣疫事務局（OIE）による「無視できるBSEリスク」の国のステータス認定の申請

OIEでは、加盟国のBSEリスクステータスについて、認定を行っている。我が国は、最上位の「無視できるBSEリスク」の国の認定要件のうち、「過去11年以内に自国内で生まれた牛」にBSEの発生がないことについて、平成25年1月中にその要件を満たすと考えられたことから、平成24年9月にOIEへ認定に向けた申請をした。同認定は、専門家による審議を経て、平成25年5月に開催されるOIEの年次総会において決定される見込みである。

エ 厚生労働省によるBSE対策の見直し

厚生労働省は、食品安全委員会での評価結果（平成24年10月答申）に基づき、と畜場でのBSE検査月齢基準及びSRMの見直し並びに輸入条件の見直しを進めている。このうち、輸入牛肉のと畜牛の月齢制限は、平成25年2月に、

(ア) アメリカ産牛肉については20か月齢以下から30か月齢未満に、

(イ) カナダ産牛肉については20か月齢以下から30か月齢以下に、

それぞれ変更した。また、これまで輸入を禁止していた

(ウ) フランス産牛肉については30か月齢以下の条件で、

(エ) オランダ産牛肉については12か月齢以下の条件で、

それぞれ輸入を再開した。

(3) 家畜防疫

ア 家畜の伝染性疾病の清浄化に向けた取組

ヨーネ病対策については、家伝法に基づく定期的な検査に加え、平成18年度に策定した牛のヨーネ病防疫対策要領（平成18年11月1日付け18消安第8586号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、感染牛が確認された農場における追加検査や、感染しているおそれの高い牛の自主とう汰等を推進した。

豚のオーエスキー病対策については、平成22年3月に改正したオーエスキー病防疫対策要領（平成3年3月22日付け畜A第431号農林水産省畜産局長通知）に基づき、地域一体となったワクチン接種、検査、自主とう汰等を推進した。

イ 各種疾病の発生の予防、発生動向

家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を防止するため、家畜伝染病予防事業として、家伝法に基づく各種検査、注射、消毒、薬浴及び家畜伝染病の発生時のまん延防止措置を実施した。

平成24年度における主な監視伝染病の発生状況は、以下のとおり。

(ア) 牛関係の監視伝染病

① 口蹄疫

発生は確認されなかった。

② ブルセラ病

発生は確認されなかった。

なお、近年、散発的に抗体検査陽性例が報告されている。

③ ヨーネ病

445頭が患畜と診断された。

なお、死亡後診断された1頭を除き全てとう汰された。

④ BSE

発生は確認されなかった。

⑤ アカバネ病

主に西日本で発生が確認されていたが、平成22年度及び平成23年度には岩手県や宮城県で発生が確認されていた。

⑥ 牛白血病

2,106頭の発生が報告された。

なお、農場のほかに、と畜場からの発生報告も多かった。

(イ) 豚関係の監視伝染病

① オーエスキー病

発生は確認されなかった。

なお、平成23年度は群馬県で3頭の発生があった。

(ウ) 鶏関係の監視伝染病

- ① 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ
発生は確認されなかった。
- ② ニューカッスル病
発生は確認されなかった。
- ③ 家きんサルモネラ感染症
発生は確認されなかった。

(エ) 馬関係の監視伝染病

- ① 馬伝染性貧血
発生は確認されなかった。
なお、平成5年に農用馬2頭が抗体陽性で摘発されて以降発生はなかったが、平成23年3月及び4月にそれぞれ在来馬群由来の馬で1頭ずつ発生した。
- ② 馬インフルエンザ
発生は確認されなかった。
なお、平成19年8月に我が国で36年ぶりに発生が確認されたが、平成20年7月2日以降発生は確認されていない。我が国は平成21年7月にOIEが認める清浄国に復帰し、清浄性を維持している。
- ③ 馬伝染性子宮炎
発生は確認されなかった。
なお、平成17年に1頭の発生が確認されて以降、発生は認められていない。
- ④ 馬パラチフス
発生は確認されなかった。
平成10年から平成11年までは重種馬での集団発生があり、また、平成15年から平成21年までは散発的な発生が確認されたが、平成22年以降の発生は確認されていない。

(オ) めん山羊の監視伝染病

- ① スクレイピー(めん山羊の伝達性海綿状脳症)
発生は確認されなかった。
なお、平成17年のめん羊1頭以降、発生が認められていなかったが、平成23年度にめん羊1頭の発生が認められた。

(4) 家畜保健衛生

ア 家畜保健衛生所の施設及び機器整備

家畜の飼養形態の多頭化、集団化等の中で、家畜伝染病に対する危機管理の観点から、疾病の監視を強化する事前対応型の防疫体制の構築が必要となっている。このため、地域の防疫及び監視体制の強化を図る観点から、リアルタイムPCR装置などの迅速な検査及び高度な疫学診断等を可能にする施設及び機器を家畜保健衛生所に整備した。

イ 家畜衛生に関する各種取組等

家畜衛生に関する各種指導を都道府県から畜産農家等に対して行うことにより、畜産の進展に伴った家畜衛生技術の浸透及び定着を図った。また、地域の実情に則した家畜衛生対策の実施に資するため、家畜保健衛生所等が行う取組に対し、消費・安全対策交付金により支援を行った。

家畜保健衛生所が行った取組は以下のとおり。

(ア) BSE検査及び清浄化の推進

BSEの浸潤状況をより正確に把握し、BSEの防疫対策を検証するため、家畜保健衛生所が実施する死亡牛BSE検査について、必要な検査資材の導入や焼却等の適正な廃棄物処理等への支援を行うことで、死亡牛BSE検査を確実かつ円滑に推進した。

検査の実施頭数は、(2)イの項を参照のこと。

(イ) 監視及び危機管理体制の整備

家畜衛生に係る情報の提供を円滑に行うため、病性鑑定成績、巡回指導等による家畜衛生情報の収集及び分析を行った。

また、診断予防技術の向上を目的として、伝染性疾病の新たな診断方法及び予防技術を確立するための調査及び検討を実施した。

このほか、まん延防止措置の円滑化を図るとともに、地域の実情に即した防疫体制を確保するため、関係者を集めた連絡調整会議の開催及び防疫演習を実施した。

(ウ) 慢性疾病等の低減

畜産農家における生産性の向上を図るため、牛のサルモネラ感染症等の家畜の慢性疾病等の低減を目的として、疾病発生状況等の調査及び検査を実施した。

(エ) 生産衛生の確保

生産現場における畜産物の安全性向上のため、地域一体となったHACCPの考え方をとり入れた畜産物の生産衛生管理体制(農場HACCP)の構築、サルモネラ総合対策指針に基づくサルモネラの清浄化に向けた農場の調査及び検査、医薬品の品質確保及び薬剤残留、薬剤耐性菌等に関する情報収集を実施した。

(オ) 地域衛生管理体制の整備

安全な畜産物の生産を推進するとともに、全国的な衛生水準の向上を図るため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生予防のための講習会の開催など、地域における行政担当者、生産者、獣医師等の関係者が一体となった家畜の伝染性疾病

の発生子防、清浄性維持等の取組を実施した。

(カ) 農場のバイオセキュリティの向上
 家畜の伝染性疾病の発生子防及びまん延防止に万全を期すため、防鳥ネットの設置など、地域の特性や畜種ごとの特性を踏まえて行う農場におけるバイオセキュリティ向上の取組を推進した。

ウ HACCPの考え方をとり入れた生産衛生管理（農場HACCP）の推進
 家畜の高度な飼養衛生管理を推進し、我が国の畜産物の安全性向上と消費者の信頼確保を図るため、農場HACCPの導入・実施指導を行う農場指導員を養成する研修会を開催した（233名受講）。また、農場HACCPの取組をより促進するため、生産農場から消費まで一体となった高度衛生管理の導入をモデル的に支援（肉用牛1戸、乳用牛2戸、豚2戸、採卵鶏1戸）し、効果の検証等を実施した。

エ 調査研究

第53回全国家畜保健衛生業績発表会は、平成24年4月19日及び20日の2日間、日比谷公会堂において開催され、全国の代表48名により家畜保健衛生所の日常業務に関連した調査成績、研究成果等が発表された。このうち、優れた発表として、2題が農林水産大臣賞に、22題が消費・安全局長賞に、それぞれ選出され、賞状が授与された。

(5) 技術普及

ア 平成24年度家畜衛生講習会及び研修会

家畜の多頭飼育の進展等に伴う家畜衛生事情の変化に対応し、及び家畜衛生技術の向上を図るために家畜衛生講習会及び研修会を実施した。平成24年度は、家畜衛生講習会については動物衛生研究所の本所、支所及び海外病研究施設、千葉県農業共済連で計11回開催され、延べ277名が受講した。また、家畜衛生研修会については、動物衛生研究所の本所で計4回開催され、延べ186名が受講した。各講習会及び研修会の種類、開催状況（回数及び受講人数）は表〇のとおりである。

家畜衛生講習会は、受講者の家畜衛生技術の向上だけでなく、受講者による伝達講習の実施、各種事業等を通じた地域の家畜衛生関係技術者や畜産農家への家畜衛生に関する知識及び技術の普及浸透といった効果にもつながっている。

表〇 平成24年度家畜衛生講習会及び研修会

種類	回数	受講人数		計
		県職員	その他	
①家畜衛生講習会	1	263	14	277

基本講習会	1	50	0	50
総合講習会	1	36	2	38
特殊講習会	9	177	12	189
牛疾病	1	42	3	45
豚疾病	1	39	3	42
鶏疾病	1	38	2	40
繁殖障害	1	4	0	4
病性鑑定	4	29	3	32
獣疫医学	1	25	1	26
②家畜衛生研修会	4	181	5	186
病性鑑定	4	18	5	186
計（①+②）	15	444	19	463

(6) 検 疫 関 係

ア 水際検疫の強化

(ア) 動物検疫所への検疫探知犬の導入

動物検疫所では、入国者の携帯品から動物検疫の対象となる肉製品等を摘発する検疫探知犬を、平成17年12月には成田国際空港に、平成20年2月には関西国際空港に、平成24年2月には東京国際（羽田）空港に、それぞれ2頭ずつ導入してきた（成田国際空港の2頭は、いずれも高齢となったため、平成25年3月で引退し、同月から、新たに2頭を導入した）。平成24年度現在、動物検疫所は全国で6頭の検疫探知犬を配置し、水際検疫を強化している。

(イ) 入国者に対する質問、携帯品の消毒

平成23年の家伝法改正により、家畜防疫官が入国者に対して、海外での畜産関連施設への立入りの有無、畜産物の所持の有無についての質問や、携帯品の検査及び消毒ができることとされた。

この改正を受け、平成23年10月から、口蹄疫等の発生源及び地域から到着する便で入国する者に対して、機（船）内放送や到着空海港の構内放送及び一部の便において質問票の配布等を行い、必要に応じて、入国者には要消毒物品の消毒や防疫上の指導を行っている。

イ 輸出入検疫の実績

平成24年における主要動物（牛、豚、めん羊、山羊、馬及び初生ひな）の輸入検疫実績については、初生ひなが789,962羽（対前年比102%）、牛は14,363頭（116.9%）、めん羊は22頭と前年より増加した。一方、馬が2,954頭（79.6%）、豚が990頭（76.9%）と減少した。山羊は輸入されなかった。主要動物の輸出検疫実績は、馬123頭（87.2%）であり、繁殖用及び競走用は前年と大きな変化は

ないが、乗用が大幅に減少した。

また、同年における畜産物の輸入検疫実績については、肉類全体では2,544,564t（98.4%）であり、主な畜種ごとでは、牛肉は550,494t（98.1%）、豚肉は935,808t（100.2%）、家きん肉は839,809t（95.3%）であった。肉類全体の輸出検疫実績については、9,459t（138.3%）であり、牛肉は870t（156.4%）、豚肉は917t（174.7%）、家きん肉は7,505t（135.4%）と前年より増加した。畜産物全体でも122,065t（107.2%）と前年より増加した。

表○ 平成24年の輸出入検疫数量

（平成24年1月1日から平成24年12月31日までの集計）

（単位＝動物：頭羽、畜産物：t）

（かっこ内対前年比）

（－は検疫の対象外のため検査なし）

〈動物〉	輸出	輸入
牛	0	14,363（116.9%）
豚	0	990（76.9%）
めん羊	0	22
山羊	0	0
馬	123（87.2%）	2,954（79.6%）
兎	87（40.7%）	6,259（55.8%）
初生ひな	0（0.0%）	789,962（102.0%）
他の偶蹄類	0（0.0%）	※37（62.7%）
犬	6,031（92.3%）	7,305（100.9%）
猫	1,771（83.4%）	1,805（108.3%）
サル	－	4,559（85.1%）
〈畜産物〉		
骨類	0.3（96.0%）	42,49（110.0%）
肉類	9,459（138.3%）	2,544,564（98.4%）
臓器類	451（129.6%）	57,312（92.4%）
卵類	657（203.0%）	7,943（57.7%）
皮類	82,828（105.4%）	38,733（110.5%）
毛類	230（114.0%）	4,582（103.0%）
ミール類	23（11,300.0%）	2,890（127.4%）
動物性加		
工たん白	－	809,235（99.6%）
わら等	－	204,198（94.5%）

※他の偶蹄類として、アルパカが35頭、キリンが1頭、コビトカバが1頭、それぞれ輸入された。

ウ 輸出入検疫協議の状況

(ア) 輸入検疫協議の状況

サンマリノ共和国からの生鮮豚肉に関する家畜衛生条件を新たに設定し、同国産の生鮮豚肉の輸入が可能となった。また、メキシコからの生鮮豚

肉に関する家畜衛生条件を改正し、同国産生鮮豚肉については、ハリスコ州を加えた計6州からの輸入が可能となった。

(イ) 輸出検疫協議の状況

平成22年4月の口蹄疫発生により、多くの国が日本産牛肉、豚肉等の畜産物の輸入を停止した。我が国は、平成23年2月に国際獣疫事務局（OIE）から口蹄疫清浄国として認定されたことを踏まえ、精力的に解禁に向けた協議を行ってきた。その結果、平成24年度にはカナダへの牛肉輸出、米国への牛肉輸出、ベトナムへの原皮輸出及び韓国への原皮輸出が再開された。

さらには、平成17年から約8年間の交渉の結果、平成25年3月にEUへの牛肉輸出が初めて解禁された。今後、国内のEU向けの輸出施設の認定が行われると、実際の輸出が可能となる。

また、平成22年から平成23年までの高病原性鳥インフルエンザ発生（平成23年6月、我が国は同病の清浄化を宣言）により日本産家きん肉等の輸入を停止した国とも検疫協議を進めた結果、平成24年度にはベトナムへの家きん肉の輸出が再開された。

(7) 獣医事

ア 獣医療提供体制整備の推進

獣医療の多様化、高度化等に対応し的確な獣医療の確保を図るため、獣医療法（平成4年法律第46号）に基づく獣医療計画制度により、国が定めた基本方針に即して都道府県が獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定め、国と都道府県が一体となって獣医療提供体制の整備を推進している。平成22年8月31日に公表された新たな国の基本方針に則し、平成24年度末までに43道府県が都道府県計画を策定・公表した。

イ 獣医師法第16条の2の規定に基づく臨床研修

獣医師法（昭和24年法律第186号）に基づき、大学の附属診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設における卒後研修等の臨床研修の実施に関する援助を行った。

ウ 第64回獣医師国家試験

第64回獣医師国家試験は、平成25年2月19日及び20日の2日間、全国3会場で行われ、受験者1,250名中1,023名（81.8%）が合格し、獣医師免許申請資格を得た。

エ 獣医師の届出

獣医師法第22条の規定に基づく届出は、獣医師の分布、就業状況、移動状況等を的確に把握するた

め、2年ごとに行われており、平成24年12月31日現在の状況を38,293名が届け出た。

オ 獣医事審議会

獣医師法第24条の規定により設置されている獣医事審議会、試験部会、免許部会及び計画部会が開催され、①第64回獣医師国家試験の実施、②獣医師法第5条第2項及び第8条第2項第3号に該当する獣医師の獣医師免許の取扱い、③獣医療を提供する体制の整備のための基本方針等について審議が行われた。

カ 小動物獣医療

獣医療における高度な放射線診療の体制を整備するため、平成21年2月に改正した診療施設の構造設備の基準や診療施設の管理に関して、都道府県担当者を対象に研修会を実施し、周知を図った。

4 魚類防疫対策

水産資源保護法（昭和26年法律第313号）の規定に基づき、対象水産動物の輸入許可を行った。

また、国内で発生のあるコイヘルペスウイルス（KHV）病、アユ冷水病等の重要疾病について、防疫対策を実施した。

(1) 輸入防疫

水産資源保護法に基づき、平成24年度は、きんぎょ1,028件、さけ科魚類の発眼卵9件及びくるまえび属の稚えび8件に対し、輸入の許可を行った。なお、きんぎょ及びくるまえび属の稚えびについては、防疫対象疾病発生国からの輸入に対し、管理命令を発し、隔離管理を実施した。

(2) 国内防疫

持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく特定疾病であるKHV病の平成24年度の発生確認件数は天然水域で8件、養殖場等で62件であった。

KHV病等、我が国養殖水産動物に対する重要疾病の診断・予防・治療技術の開発を行うとともに、関係者への普及・啓発等を推進した。

5 植物防疫対策

(1) 病虫害防除

ア 環境に配慮した防除対策

食の安全や環境問題に対する国民の関心が高まる中、農林水産省では農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものへ転換することとしている。病虫害防除についても発生予察情報等に基づき、農薬だけに頼らず、様々な防除技術を適切に組み合わせることで、環境負荷を低減しつつ病虫害の発生を経済

的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病虫害・雑草管理（Integrated Pest Management：IPM）を普及することとし、平成17年に定めた総合的病虫害・雑草管理実践指針を基に、環境に配慮した防除の推進に取り組んでいる。具体的には、農業者自らがIPMへの取組を確認できるIPM実践指標を普及するため、平成20年度までに策定・公表した主要11作物（大豆、トマト、なし等）のモデルに基づき、都道府県でIPM実践指標の作成及びIPM実践地域の育成等を引き続き推進し、天敵やフェロモン、温湯消毒等を利用した防除技術の評価基準を作成する事業に取り組んだ。

平成17～24年度のこれらの取組結果を各都道府県ごとに取りまとめたところ、これまでに全244種類のIPM実践指標について取り組まれており、そのうち8割が農業生産現場で使用できる技術レベルであった。これまでの取組結果については、農林水産省ホームページでも公開している。

イ 農薬使用

年間生産量が3万t以下の作物（マイナー作物）では、農薬メーカーの商業的な理由等により農薬登録が進まず、栽培上問題となる病虫害に有効な登録農薬が少ない。生産振興のためにはマイナー作物への農薬登録を効率的に進める必要があり、生産者や都道府県の主体的な取組や都道府県間の連携が必要である。このため、農薬登録推進中央協議会において、マイナー作物の農薬登録の円滑化に向けた調整を行い、都道府県が登録を要望する農作物と農薬の組合せを調査し、生産地における病虫害の発生状況に関する情報等を追加した農薬登録推進リストを作成し、都道府県に情報提供を行った。

また、土壌病虫害防除等に使用される臭化メチルは、平成4年のモントリオール議定書締結国会合でオゾン層破壊物質に指定され、平成17年までに全廃することが決定された。技術的・経済的に有効な代替薬剤・技術がない場合は、不可欠用途として申請を行い、国際連合環境計画（UNEP）審査機関の審査・承認を経て使用が認められている。しかし、近年の国際的な環境意識の高まりを受け、不可欠用途であっても早期に全廃すべきとの考えが締約国間に広まってきた。このため、我が国は、臭化メチル代替技術の開発促進を進めるとともに、平成25年を土壌使用用途の全廃期限とした不可欠用途臭化メチルの国家戦略の改訂版を策定し、平成20年4月にUNEP事務局へ提出した。臭化メチル代替技術については、平成20～24年度の5年間の予定で「臭化メ

チル剤から完全に脱却した産地適合型栽培マニュアルの開発」事業を実施している。

ウ 発生予察事業

農林水産省では、稲、麦、果樹、茶、野菜等の病害虫を対象として発生予察事業を実施しており、全国の主要な病害虫の発生動向を取りまとめた病害虫発生予報を計10回発表した。

平成24年度の主な病害虫発生状況は以下の通り。

(ア) 水稲：病害では、縞葉枯病は、冬期の調査において、ヒメトビウンカ越冬虫のイネ縞葉枯ウイルスの保毒虫率が高かったことから、春期以降に本病の発生が多くなることが懸念され、関東、近畿及び九州の4県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

また、いもち病は、7月下旬から8月上旬に、近畿及び九州の中山間地等の一部地域で葉いもちの発生が多く、穂いもちの発生が懸念されて2県から注意報が発表されたが、夏期に北日本から西日本にかけて気温が高かったことから、全国的には本病の発生は少なかった。

害虫では、ウンカ類の飛来は、セジロウンカ、トビイロウンカともに平年に比べて多く、トビイロウンカについては、8月以降、本田内の発生量が多く、増殖率の高い短翅型雌成虫も確認されたことから、つば枯れ等の被害が発生することが懸念され、1県から警報、6県から延べ8件の注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

また、斑点米カメムシ類は、7月上旬に北陸を中心に発生が多く認められた。さらに、7月中旬から8月上旬に、北海道から中国にかけて発生が多く認められ、13県から延べ14件の注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

(イ) 麦類：赤かび病は、4月下旬から5月に、本病の発生に適した高温多雨の天候が続いたことから、関東、近畿、四国及び九州の6県から注意報が発表され、適期の防除を徹底するよう呼びかけられた。

(ウ) さとうきび：イネヨトウは、4月下旬に鹿児島県で発生が多く確認されたことから、注意報が発表され、防除の徹底が呼びかけられた。

(エ) 果樹：病害では、なし黒星病は、梅雨時期に雨が多く、東北、関東、北陸、東海及び九州で発生が多く認められ、5月下旬から6月下旬に、7県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。また、8月下旬に東北において、新梢葉での発生が多く、翌年の伝染源となることが懸念され、1県から注意報が発表され、秋期の防除が呼びかけられた。

害虫では、果樹カメムシ類は、昨年からの越冬量が多いことから、春期に越冬成虫が果樹園に多く飛来することが懸念されて6月までに17都府県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

また、平成24年度はスギ・ヒノキの花粉量が少なかったため、本虫の餌となる球果の量が少なくなると予測された。このため、夏期以降に第一世代成虫が果樹園に多く飛来することが懸念されて7月以降に20府県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた（合計35都府県、延べ37件）。

(オ) 野菜及び花き：トマト灰色かび病は、冬春型栽培において、関東、東海及び九州で発生が多く確認されたことから、2月中旬から3月中旬に3県から注意報が発表され、夏秋型栽培において、東海で発生が多く確認されたことから、9月中旬に1県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

表 8 病害虫発生状況及び防除状況（平成24年度実績）

病害虫名	発生面積 (千ha)	延べ防除面積 (千ha)	
(イネ)			
葉いもち	251	1,460	近畿の一部地域で多い、四国の一部地域で多い～やや多い、中国、九州の一部地域でやや多い
穂いもち	210	1,343	四国の一部地域で多い～やや多い、東海、近畿、中国及び九州の一部地域でやや多い
紋枯病	492	730	北東北の一部地域で多い、北海道、北関東、甲信、東海、四国及び沖縄の一部地域でやや多い
白葉枯病	8	67	東海及び南九州の一部地域でやや多い
もみ枯細菌病	39	211	東北、中国及び南九州の一部地域で多い～やや多い、東海の一部地域でやや多い
セジロウンカ	743	1,376	北東北、中国、四国及び九州の一部地域で多い～やや多い、甲信、北陸、東海及び近畿の一部地域でやや多い

トビイロウンカ	118	1,047	九州の一部地域で多い～やや多い、東海、近畿及び四国の一部地域でやや多い
ヒメトビウンカ	651	1,303	北関東及び北九州の一部地域で多い～やや多い、甲信、北陸、東海、近畿、中国及び沖縄でやや多い
斑点米カメムシ類	584	1,633	東海、北陸及び四国の一部地域で多い、東北、関東、中国及び九州の一部地域で多い～やや多い、甲信、近畿及び沖縄の一部地域でやや多い
コブノメイガ	133	490	全国的に平年並み
イネミズゾウムシ	596	866	東海の一部地域で多い、東北、北陸、近畿及び四国の一部地域でやや多い
(ムギ類)			
うどんこ病	16	235	東海の一部地域で多い、中国の一部地域でやや多い
赤かび病	90	594	東海の一部地域で多い、北関東の一部地域で多い～やや多い、東北、中国及び四国の一部地域でやや多い
雪腐病類	69	102	北海道の一部地域で多い、東北の一部地域で多い～やや多い、北陸の一部地域でやや多い
(ダイズ)			
ハスモンヨトウ	33	71	北関東の一部地域で多い～やや多い
吸実性カメムシ類	35	96	東北、北関東及び北陸の一部地域で多い～やや多い、東海及び近畿の一部地域でやや多い
(カンキツ類)			
黒点病	47	225	中国、四国及び北九州の一部地域でやや多い
かいよう病	17	93	東海の一部地域で多い、中国の一部地域でやや多い
(リンゴ)			
斑点落葉病	7	309	中国の一部地域でやや多い
腐らん病	5	58	甲信の一部地域でやや多い
ハダニ類	10	118	北関東及び北陸の一部地域でやや多い
(ナシ)			
黒斑病	1	43	北陸及び四国の一部地域で多い、東海及び近畿の一部地域でやや多い
黒星病	6	142	東北の一部地域で多い、関東、東海、北陸及び九州の一部地域で多い～やや多い、甲信、近畿、中国及び四国の一部地域でやや多い
ナシヒメシンクイ	2	66	関東、北陸、近畿及び中国の一部地域で多い～やや多い、南東北、四国及び北九州の一部地域でやや多い
(モモ)			
せん孔細菌病	3	42	南東北の一部地域で多い、北陸及び東海の一部地域でやや多い
灰星病	1	38	全国的に平年並み
(ブドウ)			
晩腐病	1	43	近畿及び中国の一部地域でやや多い
べと病	4	59	北関東及び近畿の一部地域でやや多い
(野菜共通)			
疫病	1	16	トマトで発生が多い
灰色かび病	5	61	いちご、トマト、レタスで発生が多い
アブラムシ類	20	17	イチゴ、きゅうり、だいこんで発生が多い
オオタバコガ	5	51	キャベツ、レタスで発生が多い
タバココナジラミ	4	60	きゅうり、トマト、なすで発生が多い
ハスモンヨトウ	9	86	いちご、キャベツ、さといもで発生が多い
ハダニ類	8	52	いちご、さといも、なすで発生が多い
ミナミキイロアザミウマ	3	33	きゅうり、なすで発生が多い

エ 病害虫防除所の運営

都道府県における植物防疫の専門機関である病害虫防除所は、病害虫の発生状況調査等を行い、発生予察事業に基づく防除指導、侵入警戒調査、農薬の安全使用等の指導を行った。

病害虫防除所が国の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病害虫防除所の運営に要する経費について、都道府県に対し植物防疫事業交付金を交付した。

オ 農林水産航空事業等

平成24年度における有人ヘリコプターによる航空防除の延べ面積（林野を除く）は、水稻防除4万4千ha、水稻以外（畑作物・果樹）防除7千ha、その他（播種・施肥等）1千ha、ミバエ類再侵入防止等235万8千ha、計241万1千haであった。このうち、水稻防除の実面積は3万6千haで、関係農家数は約3万8千戸であった。林業関係では、松くい虫防除1万8千haと野ねずみ駆除5万9千haを中心として、計7万7千haであった。

産業用無人ヘリコプターによる農薬散布等の延べ面積は、水稻防除88万4千haを中心として、計100万7千haであった。

(2) 植物検疫

ア 輸入植物検疫制度の見直し

植物検疫に関する国際基準に整合しつつ病害虫のリスクに応じた検疫措置を推進するため、科学的根拠に基づく病害虫リスクアナリシスの結果等を踏まえ、56種の検疫有害動植物（輸入検疫措置の対象とする病害虫）を新たに指定する等の農林水産省令の改正（平成24年7月25日農林水産省令第41号）及び関係告示の制定・改正（平成24年7月25日農林水産省告示第1831号及び1832号）を実施し、6ヶ月の周知期間を経て平成25年1月25日に施行した。

イ 輸入検疫

平成24年においては、栽植用苗・球根9億2千万個、種子2万4千t、切り花23億本、生果実188万t、野菜103万t、穀類・豆類2,826万t、木材447万m³、その他雑品等943万tについて、輸入検疫を実施した。

ウ 輸出検疫

平成24年においては、栽植用苗・球根1,049万個、種子2,231t、切り花15万本、生果実1万1千t、野菜5千t、穀類・豆類21万t、木材17万m³、その他雑品3万3千tについて、輸出検疫を実施した。

アジア型マイマイガ（AGM）については、民間検査機関による米国等AGM規制国による船舶の検

査措置に対応した。AGM不在証明が引き続き実施された。

エ 国内検疫

平成24年度においては、健全種苗を確保し、また、我が国未発生又は一部地域に発生している病害虫のまん延防止等を図るため、

(ア) 北海道ほか9県において原種ほ及び採種ほを対象に種馬鈴しょ検疫を実施した。

(イ) 青森県ほか12県においてかんきつ類及びりんご等の母樹を対象にウイルス病の検査を実施した。

また、

(ウ) 我が国未発生及び一部地域に発生しているミカンコミバエ種群ほか19種の病害虫を対象に、その侵入を早期に見出すため、都道府県と連携し、空港や港、農作物の生産地において侵入警戒調査を実施した。

(エ) 我が国の一部地域に発生しているアリモドキゾウムシ、イモゾウムシ及びカンキツグリーニング病菌等については、未発生地域へのまん延を防止するため、本病害虫及びその寄主植物（又は宿主植物）を対象に移動規制に係る取締を実施した。

(オ) 平成21年に東京都青梅市で発生が確認されたウメ輪紋ウイルスについては、2都県12市町において根絶を目指した緊急防除を実施した。

オ 植物防疫所の運営

病害虫の国内への侵入・まん延を防止するため植物防疫所を全国に68箇所設置しており、輸出入時の検査、国内検疫等を実施している。

植物検疫手続を電子的に処理するシステムについては、より効率的な一元的運用等を目的として、平成25年10月に輸出入・港湾関連情報処理システムに統合することとしている。このことから、平成24年においては、輸出入・港湾関連情報処理センター及び関連省庁間で検討の上、統合するシステムの詳細設計を行った。

6 SPS協定に関する国際会議への対応等

(1) SPS委員会

WTO協定に含まれる協定（附属書）の1つである「衛生植物検疫措置に関する協定（SPS協定）」は、食品安全、動植物の健康に関する全ての措置（SPS措置）を対象とし、これらの措置が科学的な根拠に沿ってとられること等を求めている。

SPS委員会は、SPS協定第12条に基づき、SPS措置に関する各国の協議の場を提供し、協定の実施を確実にするために設置され、例年3回スイスのWTO本部

で開催されている。平成24年度においては、平成24年7月、10月、平成25年3月に開催された会合に出席した。

(2) 食品安全関係

コーデックス委員会（Codex）は、消費者の健康保護、公正な食品貿易の確保等を目的として、1963年に国連食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により設置された国際的な政府間機関であり、コーデックス規格（国際食品規格）の策定・改訂等を行っている。

コーデックス規格は、WTO/SPS協定において食品安全に関する国際基準に位置付けられており、WTO加盟国は、科学的に正当な理由がある場合を除き、食品安全に関する措置を講ずる場合はコーデックス規格を基礎とする義務を負っている。

ア. 総会、部会等

コーデックス委員会における食品安全に係る各種の規格策定等に対して、農林水産省としても政府代表団の一員として職員を派遣する等積極的に参画してきたところであり、平成24年度中は、第35回総会、第67回執行委員会のほか、9の一般問題部会、4の個別食品部会及び1の特別部会に出席した。また、我が国はアジア地域調整国（任期：平成25年7月まで）として、第18回コーデックスアジア地域調整部会（平成24年11月5日～9日）を東京にて開催した。

このうち、第35回総会（平成24年7月2日～7日、ローマ）では、動物用医薬品ラクタパミンの最大残留基準値（MRL）、食品中のウイルス制御に関する食品衛生一般原則の適用に係るガイドライン等が最終採択された。

イ. コーデックス連絡協議会

農林水産省は厚生労働省及び消費者庁と協力して、平成24年度は「コーデックス連絡協議会」（平成12年設置）を計4回開催し、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、コーデックス委員会における検討議題に関する意見を聴取した。

(3) 動物衛生関係

国際獣疫事務局（OIE）は、国際的に重要な家畜の伝染性疾病について、その防疫対策や貿易条件等に関する家畜衛生基準（OIEコード）等を策定している。この他、世界各国における家畜の伝染性疾病の発生状況等の情報の収集・提供を行うとともに、家畜の伝染性疾病のサーベイランス及び防疫に関する研究の国際的調和を図っている。

このOIEが定める基準等は、WTO/SPS協定では動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準と位置づけられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、動物衛生に関する措置を講ずる場合にはOIEが定める基準を基礎とする義務を負っている。

ア. OIE総会

OIEの最高意思決定機関であるOIE総会は、毎年5月にフランスのパリで開催される。平成24年の第80回OIE総会は5月20日から25日にかけて開催され、動物衛生課課長が我が国代表として出席した。OIEコードの作成・改正関係では、各国の意見の隔たりが大きい改正案が提示されることなく、一部微修正されたものはあったものの、OIEコードの改正案を作成するコード委員会が提案した案がすべて承認された。本総会では、3年に1度のOIE総会議長・副議長、理事会、地域委員会及び専門委員会の選挙が行われ、動物衛生課長がOIE理事会の理事に選任された。OIE理事会は、9名の理事から構成される、総会の機能を代理する組織で、ほとんどの総会決議案件は理事会での議論を経て総会に上程される。理事会の理事に日本人が選ばれたのは初めてである。また、独立行政法人動物衛生研究所の筒井ウィルス・疫学研究領域長補佐も、OIEコードを作成・改正するOIEコード委員会の委員に選任された。コード委員会の委員に日本人が選ばれたのも初めてのことである。

イ. 口蹄疫に関する会議

アジア地域の口蹄疫防疫能力を強化するために、日本のOIE拠出事業として平成23年から開始された“アジアにおける口蹄疫防疫プロジェクト（OIE/Japan Trust Fund (JTF) Project for Foot and Mouth Disease (FMD) Control in Asia）は、8月14・15日に担当者を対象とするワークショップが、11月13・14日には各国代表者による第1回調整会議が、いずれも東京で開催され、東アジア口蹄疫防疫ロードマップの基本的枠組が合意された。平成25年3月には、第19回SEACFMD（東南アジア・中国口蹄疫キャンペーン）サブ委員会会合がシンガポールで開催され、SEACFMDロードマップ2020に沿った各国対応の進捗状況が報告された。

ウ. 鳥インフルエンザに関する会議

高病原性鳥インフルエンザの世界的な広がりを背景に平成20年に開始された、我が国の支援によるOIE高病原性鳥インフルエンザ防疫プロジェクト（OIE/JTF Project on HPAI Control）の下、10月

2・3日にベトナム・ハノイで第5回動物衛生情報ネットワーク強化会議が開催された。この会議では、アジア各国の動物衛生情報ネットワーク及び高病原性鳥インフルエンザ対策に係る進捗と成果が討議され、各国の経験及び教訓が共有された。また、12月13・14日には、渡り鳥の飛行経路に沿った、家きん及び野鳥のサーベイランスに係る専門家会合が東京で開催され、動物衛生の専門家だけでなく、野生動物の専門家も参加し、アジアでまん延している高病原性鳥インフルエンザに係る野鳥の役割についての理解を共有した。

エ その他の国際会議

このほか、我が国の支援による国際会議として、平成24年7月18・19日には、第6回アジア太平洋地域GF-TADs（越境性疾病の防疫のための世界的取組）ステアリング会合がタイのバンコクで開催され、アジア太平洋地域GF-TADsの5ヵ年活動計画案が議論された。本活動計画は、その後書面による意見募集を経て、承認されている。

オ OIE連絡協議会

農林水産省は、OIEコードの作成又は改正について、産業界及び学界における学識経験者、アニマルウェルフェア関係者、消費者等と行政機関の間で継続的な情報共有や意見交換を行う場として「国際獣疫事務局（OIE）連絡協議会」を平成22年5月から設置している。平成24年度は、12月4日に開催し、「OIEリスト疾病」、「蜂の疾病」及び「アニマルウェルフェアと肉用鶏生産システム」のOIEコード等について意見交換を行った。

(4) 植物防疫関係

国際植物防疫条約（IPPC）は、植物と植物製品の病害虫の侵入とまん延を防止し、防除のための措置を促進する共同の有効な行動を確保することを目的とした多国間条約である。

IPPCが定める基準等は、WTO/SPS協定では植物の健康に関する国際基準と位置づけられており、WTO加盟国は科学的に正当な理由がある場合を除き、植物の健康に関する措置を講ずる場合にはIPPCが定める植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）等を基礎とすることとの義務を負っている。ISPMはIPPC加盟国の協議を経て、総会で採択されるものであり、加盟国はこれに基づいて植物検疫措置の制定・改訂及び実施を考慮することになる。

ア 専門家会合

平成24年4月及び11月にイタリアで開催された「基準委員会」、12月に開催された「森林検疫に関す

るテクニカルパネル（TPFQ）（オンライン会合）」にそれぞれ出席した。

イ その他会議

平成24年9月に韓国で開催された「国際基準案に係る地域作業部会」、10月にイタリアで開催された「戦略的企画グループ会合」、及び10月に韓国で開催された「病害虫のサーベイランスに関する国際シンポジウム」に出席した。

ウ IPPCに関する国内連絡会

策定中のISPM案に対する我が国の意見を取りまとめるに当たり、消費者団体や産業界の関係者と意見・情報交換を行う「IPPCに関する国内連絡会」を平成19年9月より開催している。平成24年度は7月及び10月に開催し、電子植物検疫証明に関するISPM案等について意見交換を行った。

7 食品安全に関する危機管理体制の整備

(1) 緊急時対応訓練の実施

「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」（平成16年2月公表）に基づき、農林水産省の職員が食品安全に係る緊急事態等に円滑かつ的確に対応できるよう対応体制の整備や、体制を検証するための緊急時対応訓練等を実施することとしている。

平成24年度は、食品安全に係る事件や事故が発生した事態を想定して、地方農政局・地域センター等との情報連絡に関する連携訓練を実施した。

(2) 消費者安全情報共有体制の整備

平成21年9月に施行された消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づき、食品等に由来する消費者事故等に関する情報を入手した場合は、消費者庁に集約し、関係府省で共有する体制が整備されている。また、平成24年9月には、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」（関係閣僚申合せ）等が制定され、緊急時や平時における関係府省間の連携や対応の基本的枠組みが整備された。

第2節 消費者の信頼の確保

1 食品等の表示・規格

(1) 食品表示の重要性

食品表示は、生産者と消費者を結ぶ接点であり、昭和45年の品質表示制度の創設以降、消費者が日々安心して食品を選択するための情報提供として、重要な役割を果たしている。

食品表示については、農林物資の規格化及び品質表

示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）により定められている。同法に基づく品質表示基準については、企画立案及び執行について、農林水産省が所管してきたが、平成21年9月に、消費者行政を一元的に推進するため消費者庁が設置されたことに伴い、品質表示基準の企画立案及び執行について、消費者庁が担当することとされた。ただし、立入検査や製造業者等に対する改善の指示等については、引き続き農林水産省でも行うこととされた。

(2) 食品表示の監視

食品表示の適正化に向けて、地方農政局等に食品表示監視担当職員（食品表示Gメン）を配置するとともに、食品表示110番等を通じた情報収集を行った。

違反事業者に対しては、JAS法に基づき改善を指示・公表することを基本とし、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、直ちに改善方策を講じている場合には、指導を行うこととしている。この事業者が行う改善方策としては、表示の是正を行うことに加え、事実と異なる表示があった旨を速やかに消費者等に情報提供していることが求められる。さらに、指導件数等を定期的に公表している。

また、食品監視業務について、これまでの社会的検証（帳簿等の確認）による手法に加え、原産地判別にかかる科学的分析による客観的データに基づく手法を活用することにより、監視業務の高度化・効率化を図っている。

(3) JAS規格に関する取組

ア JAS規格の見直し

JAS規格は、JAS法に基づき5年ごとに農林物資規格調査会の審議に付し、必要に応じ改正等を行っている。平成24年度は、「JAS規格の制定等に関する計画」に基づき、11規格の改正等を行った。

イ 有機JAS規格に関する取組

登録認定機関の検査員・判定員の能力の向上及び斉一化のため、「有機農産物及び有機加工食品の実地検査ハンドブック」を活用し、検査員及び判定員に対して実地研修を行った。

2 米穀等の適正流通の確保

(1) 米穀等の流通に関する制度と監視体制

事故米穀の不正規流通問題を踏まえ、米穀の横流れ防止等を目的として、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成21年法律第26号。以下「米トレーサビリティ法」という。）

及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律」（平成21年法律第113号。以下「改正食糧法」という。）が平成21年4月に公布された。

米トレーサビリティ法においては、食品事故発生時に問題のあった米穀等の流通ルートを特定し、迅速な製品回収等に資するため、米穀等の取引等の記録の作成・保存（平成22年10月施行）と産地情報の伝達（平成23年7月施行）を義務づけた。

改正食糧法（平成22年4月施行）に基づき定められた米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）においては、平成23年8月に、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき作付や出荷を控えるよう要請された区域内で生産された米穀の処分に関する規定が追加され、平成24年9月に原子力災害対策本部長指示を受けた都道府県知事の指示に従い、廃棄による処分等を義務づけた。

これら米トレーサビリティ法、改正食糧法に農産物検査法（昭和26年法律第144号）を加え、三法一体で、米穀等の適正な流通を確保するための監視を行った。

(2) 制度の推進

米トレーサビリティ法及び遵守事項について、事業者団体や消費者団体等の要請に基づき、全国各地で開催された説明会等へ講師を派遣し、パンフレット等の配布を行う等、制度の普及啓発を行った。

生産者、食品製造業者、外食事業者、登録検査機関等の個別の事業者に対し、米トレーサビリティ法、改正食糧法及び農産物検査法に基づく義務の遵守状況等を確認するため、立入検査等を実施し、違反が確認された者に対して文書指導や改善命令等の措置を行った。

3 トレーサビリティの推進

(1) 牛トレーサビリティの運用

BSEのまん延防止措置の的確な実施等を目的として、国内で飼養されているすべての牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費までの各段階において当該個体識別番号を正確に表示・伝達するため、平成15年6月、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号。以下「牛トレーサビリティ法」という。）が公布された。

生産段階においては、牛の管理者等に対して、個体識別番号を表示した耳標の装着及び出生・異動・死亡等の届出が義務付けられている。

流通段階においては、食肉販売業者及び特定料理提

供業者（焼き肉店・しゃぶしゃぶ店・すき焼き店・ステーキ店）に対して、個体識別番号の表示・伝達及び仕入・販売に係る帳簿の備付けが義務付けられている。

地方農政局等及び地域センターでは、生産段階における耳標の装着、届出の状況、流通段階における個体識別番号の表示・伝達、帳簿の備付け等について、巡回調査及び立入検査を実施した。また、流通段階における個体識別番号の適正な表示・伝達を確認するため、と畜場から照合用サンプルを採取・保管し、食肉販売業者等から採取した調査用サンプルとの間で、DNA分析による牛肉の同一性鑑定を実施した。

平成24年度は、個体識別番号の不適正な表示を行っていた2件の食肉販売業者に対して、牛トレーサビリティ法第18条に基づき農林水産大臣による勧告を行い、公表した。

(2) 食品トレーサビリティの推進

食品トレーサビリティについては、平成22年3月に策定された食料・農業・農村基本計画等を踏まえ、その施策の検討に資するため、トレーサビリティに関する情報収集を行った。

また、食品トレーサビリティの取組の普及を図るため、消費・安全対策交付金により、都道府県によるセミナー・講習会の開催等の支援を行った。

4 リスクコミュニケーション等の推進

(1) リスクコミュニケーション等の実施

食品の安全の確保に関する施策に国民の意見を反映し、その決定までの過程の公平性及び透明性を確保するため、以下のような取組を行った。

ア 意見交換会等の開催

「食品中の放射性物質に関する説明会」について、平成24年度から内閣府食品安全委員会及び厚生労働省に加え、農林水産省及び消費者庁が主催することとした。説明会においては、農林水産省から、引き続き、食品中の放射性物質の検査結果や農業生産現場での取組などについて、正確でわかりやすく情報提供し、意見交換等に取り組んだ。

表9 開催実績

・動物検疫所見学・説明会	1回
・食品中の放射性物質対策	27回

イ 消費者など関係者との定期情報交換会
消費者の視点に立った農林水産行政を展開する

ため、消費者団体との定期情報交換会を開催した。

ウ 地方農政局、地方農政事務所及び沖縄総合事務局における取組

シンポジウムや意見交換会等を開催するとともに、パネリストや講師の派遣を行った。

(ア) シンポジウムや意見交換会等の開催

全国計 497回

(イ) パネリストや講師の派遣

全国計 2,083回

エ 日頃からの情報提供

日頃から食の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を提供するため、農林水産省ホームページを通じて、食品安全に関する消費・安全局の取組を随時掲載した。

また、農林水産省及び関係府省のホームページ上の最新情報を一覧にしたメールマガジン「食品安全エクスプレス」の配信（月曜から金曜まで毎日配信）を行った（平成25年3月末現在の登録者数：約1万6千通）。

(2) 消費者相談等の対応

ア 消費者相談の対応

消費者相談の窓口として、本省、地方農政局・北海道農政事務所（地域センターを含む。）及び沖縄総合事務局の「消費者の部屋」、「消費者コーナー」の充実を図るとともに、本省と地方組織を結ぶ農林水産省相談受付情報ネットワークシステムを活用し、連携して相談対応（全国で5,004件）を行った。また、相談結果等を月別にとりまとめた「消費者の部屋通信」の発行を継続して行った。

イ 子ども相談電話等における対応

子どもたちが食や農林水産業等について疑問に思うことを気軽に相談できるよう、本省の「消費者の部屋」に設置されている子ども相談電話等における対応（258件）を行うとともに、小・中・高等学校の「消費者の部屋」への訪問（31校、202名）を受け入れた。

ウ 特別展示等による情報提供

「消費者の部屋」等において、各種資料の展示等やテーマを定めた「特別展示」により、食料、農林水産業・食品産業、農山漁村等について消費者へわかりやすい情報提供を行った。

第3節 健全な食生活の実現に向けた情報提供

平成17年6月に制定された「食育基本法」に基づき、平成18年3月に食育推進基本計画が策定され、地方自治体、関係機関・団体等多様な主体と連携・協力し食育を推進してきた。

しかしながら、生活習慣病有病者の増加、子どもの朝食欠食、高齢者の栄養不足等、食を巡る諸課題への対応の必要性は増しており、これまでの食育推進の成果と課題を踏まえ、平成23年3月に第2次食育推進基本計画（以下「基本計画」と言う。）が策定された。

基本計画では、生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進、生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進、家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進が重点課題としてあげられた。

(1) 食育実践活動推進事業

「生涯食育社会」の構築に向け、各世代ごとの食生活上の課題を踏まえた食生活改善の啓発手法の調査・検討、また、企業、学校、消費者団体等が連携して取り組む「日本型食生活」の実践等を促進するための広域的、先進的な活動を行う民間団体に対して支援を行った。

具体的には、東日本大震災により仮設住宅で生活する高齢者を中心とした食生活改善の取組、若者のライフスタイルを考慮した食育実践モデルの取組、ソーシャルメディアを活用した食生活情報の発信等を支援した。

(2) 地域における食育の推進（消費・安全対策交付金）

地域における日本型食生活等の普及促進を図るため、食育総合展示会等の開催、食育推進リーダーの育成・活動支援等を実施した地方公共団体（25都道府県、3政令指定都市）に対して交付金による支援を行った。

(3) マジごはん計画の推進

食に対する関心が低い若い世代に対し、バランスの良い食事、自然の恩恵や生産者の努力について考えるきっかけを提供する「マジごはん計画」の取組として、各種メディアとタイアップし、ファッションや美容等の切り口から、食と健康との関わりや、バランスの良い食生活等に関する情報発信等を行った。

第4節 生物多様性を確保するための遺伝子組換え農作物等の使用等の規制

遺伝子組換え農作物等の適切な管理

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号以下「カルタヘナ法」という。）に基づき、遺伝子組換え農作物等の規制措置を講じた。

(1) 第一種使用等

遺伝子組換え農作物のは場での栽培等、「環境中への拡散を防止しないで行う使用等（第一種使用等）」をしようとする者は、事前に使用規程を定め、かつ、その使用等による生物多様性影響（野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響等）を評価した生物多様性影響評価書等を添付して主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣及び環境大臣）に提出し、承認を受けることが義務付けられている。

平成24年度においては、遺伝子組換え農作物25件について承認を行った。承認に際しては、遺伝子組換え農作物を科学的に審査・管理するための「遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書」に基づき、審査報告書を作成した上で、国民からの意見を聴取し、意見について、適宜、反映した。

(2) 第二種使用等

施設内における遺伝子組換え実験小動物の繁殖等、「遺伝子組換え生物等の環境中への拡散を防止しつつ行う使用等（第二種使用等）」をする者は、その拡散防止措置（設備の要件等、環境中に遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するための措置）について、「主務省令で定められている場合は当該措置をとること」及び「主務省令で定められていない場合は事前に主務大臣（農林水産分野は農林水産大臣）の確認を受けること」が義務付けられている。

平成24年度においては、遺伝子組換え動物4件、遺伝子組換え微生物2件及び遺伝子組換え植物2件について確認を行った。

(3) 未承認の遺伝子組換えパパイヤ対応

平成22年12月、我が国で販売されていたパパイヤの生果実及び苗に、カルタヘナ法に基づく承認を受けていない遺伝子組換え体が混入している可能性があるとの情報が得られた。これを受け、直ちに、科学的信頼性の高い種子の検査法の確立に着手し、確立した検査法を用いて平成23年2月から8月にかけて、輸入さ

れ、国内で流通している全ての種子（19品種、29商品）及び苗（4品種、4商品）を検査した。この結果、同年4月に台湾から「台農5号」という名称で輸入され、沖縄中心に販売された種子（1品種、1商品）を除いた、種子18品種、28商品及び全ての苗については、遺伝子組換え体でないことを確認した。

我が国で未承認の遺伝子組換え体であることを確認した「台農5号」については、カルタヘナ法に基づき、①流通量及び流通経路の特定、②栽培中のもの8千本強（約4ha）の伐採、③原因の究明を実施した。また、環境省とともに、伐採地周辺の道端等における当該品種の有無のモニタリング調査を開始し、平成25年3月に調査結果を公表した。調査の結果は、「台農5号」の我が国の生物多様性への影響は低いとの見解に沿うものだった。